

スポーツ少年団等送迎バス事業実施要項

1. 目的

本事業は、鷹栖町内の子どもたちがスポーツ活動を継続し、豊かな成長を遂げられるよう、安全な移動手段を提供することを目的とする。

2. 実施主体

鷹栖町教育委員会

3. 実施期間

令和7年4月16日から令和8年3月31日まで（毎年度更新）

4. 実施内容

鷹栖町社会教育車を放課後の時間帯に鷹栖・北野市街地間を運行し、スポーツ少年団活動またはたかす総合型地域スポーツクラブが実施する活動場所への送迎を行う。運行ルート、運行時間、乗降場所は、利用状況等を考慮し、鷹栖町教育委員会が定める。

5. 対象者

本事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1)鷹栖町内に住所を有する小学生または中学生
- (2)鷹栖町内のスポーツ少年団活動またはたかす総合型地域スポーツクラブが実施する活動に参加する者
- (3) 下記の事項をすべて満たす、保護者の付き添いなしで送迎車を利用できる児童。
 - ・指定された集合場所まで、保護者の付き添いなく一人で安全に移動できること。
 - ・送迎車の運行時刻を厳守し、遅延することなく乗車できること。
 - ・活動場所、降車場所を正確に把握し、間違いなく降車できること。
 - ・送迎担当者の指示に従い、乗降時や車内での安全な行動がとれること。
- (4)保護者が本事業の利用について同意している者

6. 対象外となる活動

- (1)スクールバンド
- (2)民間が実施する教室や町内で営利活動として実施されている教室

7. 利用方法

(1)利用者登録

本事業の利用を希望する者は、鷹栖町教育委員会に利用申込書を提出し、利用者登録を行

う。利用申込書には、児童氏名、学年、所属スポーツ少年団または活動名、保護者氏名、連絡先等を記入する。

(2)乗降場所・時間:

乗降場所・時間は、事前に鷹栖町教育委員会が定める。乗降時間は、スポーツ少年団の活動時間に合わせて設定する。

利用者は、指定された乗降場所・時間に集合し、乗降する。

送迎者の運転手は乗降のサポートは行わない。

交通状況や天候等により、送迎時間に変更が生じる場合がある。

(3)その他:

利用者は、送迎担当者の指示に従い、安全に配慮して行動する。

送迎車両内での飲食、騒音、危険行為等は禁止する。

8. 運行の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、運行を中止することがある。その際はたかす総合型地域スポーツクラブ公式 LINE アカウントにて連絡する。

(1)気象警報の発令等、安全な運行が困難と判断した場合

(2)送迎車両の故障等により、運行が困難となった場合

(3)その他、鷹栖町教育委員会が運行を中止する必要があると判断した場合

9. その他

本要項に定めのない事項については、鷹栖町教育委員会が別に定める。

本要項は、必要に応じて変更することがある。

10. お問い合わせ先

鷹栖町教育委員会

電話番号：0166-87-2028

受付時間：平日 9時～17時

11.補足事項

送迎中の事故やトラブルについては、鷹栖町が対応するが、乗車前後の児童の安全管理は、各家庭で行うこと。

スポーツ少年団活動中の事故やトラブルについては、各スポーツ少年団の責任において対応する。